

真壁地区学校統合準備委員会 制服選定プロポーザル実施要領

1 目的

令和7年4月に、真壁地区学校の谷貝小学校、樺穂小学校、桜川中学校、桃山学園の4校が統合するにあたり、生徒が使用する新しい制服について、デザイン及び製造する事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

2 学校概要

- (1) 学校名：(仮称) 桜川市立真壁学園義務教育学校
- (2) 住 所：桜川市真壁町伊佐々158 番地
- (3) 生徒数の推移

年度	7 年生	8 年生	9 年生	合計
令和 7 年度	126	114	95	335
令和 8 年度	94	126	114	334
令和 9 年度	98	94	126	318
令和 10 年度	90	98	94	282
令和 11 年度	84	90	98	272
令和 12 年度	66	84	90	240

3 募集内容

- (1) 制服 (ブレザータイプ)

ブレザー、スラックス (冬服)、スカート (冬服)

※基本仕様の詳細については、別紙「制服基本仕様書」に基づく。

※夏服のスラックス・スカート・ポロシャツは、事業者の決定後に総務分科会の意向を反映させたものを提案いただく。

- (2) 導入年度

令和 7 年度

4 参加資格

- ①直近 5 年間 (令和元年度から令和 5 年度) に茨城県内の公立中学校、高等学校に納入実績がある業者であること。
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③国・県または他の地方公共団体から、参加表明日において指名停止を受けていないこと。

- ④国税・都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ⑤役員等が市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑦その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- ⑧真壁地区内の販売店を通して制服を供給可能であること。
- ⑨令和7年2月末までに納品できること。

5 選定スケジュール

令和5年11月13日(月)	事業者募集開始, 市ホームページにて周知
令和5年11月22日(水)	事業者説明会
令和5年11月29日(水) 17時まで	参加表明書の受付締切
令和5年11月29日(水) 17時まで	質問の受付締切
令和5年12月1日(金)	質問の回答
令和5年12月22日(金) 17時まで	参加申込書, 提案書等書類提出受付締切
令和6年1月10日(水)	審査の実施 ・ヒアリング(事業者の業務実績) ・プレゼンテーション(企画提案)
令和6年1月中旬予定	結果通知予定

6 事業者の募集及び説明会

令和5年11月13日(月)に, 市ホームページにて本プロポーザルを周知する。

また, 令和5年11月22日(水)に事前説明会を実施するので, 本プロポーザルに参加を希望する事業者は, 別紙の「制服選定プロポーザル説明会参加申込書」を事務局宛に電子メールまたはFAXにて提出すること。

場所: 桜川市役所真壁庁舎内会議室(桜川市真壁町飯塚911番地)

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は, 令和5年11月29日(水)17時までに, 事務局宛に参加表明書(様式1)を持参又は郵送(特定郵便, 簡易書留, 一般書留のいずれか)にて提出すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年11月29日(水)17時必着

(2) 提出方法

質問書（様式2）を記入の上、事務局宛に電子メールにて送付すること。

（メール件名は、「【事業者名】公募型プロポーザルに関する質問」と表記すること。）

(3) 回答方法

令和5年12月1日（金）までに、参加表明書（様式1）を提出した全事業者に対して、質問者を特定できなくしたうえで、電子メールにて回答する。

9 プロポーザル参加にかかる必要書類の提出

(1) 提出書類等

「4 参加資格」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

提出書類		内容・留意事項等	様式	部数
1	参加申込書		様式3	1部
2	会社概要	○様式の外、会社概要を付したパンフレットを添付すること。	様式4	40部
3	業務実施体制	○以下の内容が分かるもの。 ・人員の配置、担当人員の経験年数等 ・生産体制（年間生産数、縫製人員数、品質管理等） ○業務実施に係るスケジュール	任意	
4	納入実績	○桜川市内または茨城県内の主な納入実績一覧	様式5	
5	販売体制	○販売店との連携体制 ○アフターケアのサポート体制	任意	
6	提案書	○「制服基本仕様書」に基づき作成。 ○現物の写真を添付すること。 ○提案数は、2セット以内とする。	任意	
7	製品価格見積書 （販売予定価格）	○「制服基本仕様書」に基づき作成。	任意	
8	制服製品見本	○プロポーザル当日に持参。 ○提案する制服製品見本は、2セット以内とする。 ○参加事業者がマネキンを用意し、シャツ、ブラウス等を着用した状態のものとする。	当日 持参	

(2) 作成要領

- ・提出書類は、原則 A4 版縦とし、構成上必要なものについては、A3 版横も可とする。
また、各ページには、ページ番号を付し、1 部ずつ綴じ込みを行うこと。
- ・提出期限後の提出物、製品見本等の修正、変更は認めない。
- ・提出書類及び見本の作成等に要する経費は、事業者負担とする。
- ・プロポーザル後に製品見本のみ返却し、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出期限

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 (金) 1 7 時まで (必着)

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送 (特定郵便, 簡易書留, 一般書留のいずれか) とする。
- ・制服製品見本については、当日に直接持参とする。

1 0 審査の実施

別紙「審査基準」を基に、「事業者の業務実績」及び「企画提案」の各項目を審査する。

【ヒアリング】

事務局が、提案書を基に「事業者の業務実績」についてヒアリングを行う。

(1) 実施日時及び場所

日時：令和 6 年 1 月 1 0 日 (水)

場所：桜川市役所真壁庁舎 (桜川市真壁町飯塚 9 1 1 番地)

(2) 所要時間

提案書に基づくヒアリング 2 0 ~ 3 0 分程度

(3) 出席者

事業者 1 社につき 3 名以内とする。

(4) その他

- ・ヒアリングは、提出された提案書を基に行うこととする。
- ・ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

【プレゼンテーション】

「真壁地区学校統合準備委員会学校 生活分科会・総務分科会」が、提案書及びプレゼンテーションの内容を基に「企画提案」について、審査を行う。

(1) 実施日時及び場所

日時：令和6年1月10日（水）

場所：真壁伝承館（桜川市真壁町真壁198番地）

(2) 所要時間

提案書に基づくプレゼンテーション 15分（質疑応答を含める）

(3) 出席者

事業者1社につき3名以内とする。

(4) その他

- ・説明は、提出された提案書を基に行うこととし、変更や差し替えは認めない。
- ・プレゼンテーションに必要な場合は、プロジェクター及びスクリーンの使用を可能とする。その場合は、事前に事務局に連絡し、パソコンは事業者が持参することとする。
- ・制服の見本品を展示するマネキン等は、事業者が持参すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに要する経費は、事業者負担とする。

1.1 選定方法

(1) 審査

- ①別紙の「審査基準」に基づき審査を行う。
- ②審査の結果、各審査委員が最高得点を最も多く付けた事業者1社を選定する。
- ③各審査委員が最高得点を最も多く付けた事業者が複数いた場合は、その事業者の中で、各審査員による決選投票を行い、事業者1社を選定する。
- ④事業者が1社の場合は、上記と同様に審査を行い、提案の内容についてその目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該参加者を事業者として選定する。

(2) 結果の通知

審査の結果は、本プロポーザルに参加したすべての事業者に対して、令和5年1月の中旬ごろに書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申し

立ては、一切受け付けないものとする。

1 2 資格喪失

以下に該当した場合は、参加の資格を失うものとする。

- ①提出書類等に虚偽の記載があるとき。
- ②期限内に書類が提出されないとき。
- ③提案書が実施要領に適合しないとき。
- ④選定結果に影響を与えるような不正が認められたとき。

1 3 その他留意事項

- ・提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- ・提示している児童・生徒数は見込みであり、見込数に達しない場合でも異議無く履行すること。
- ・採用されたデザインに関する権利は、桜川市教育委員会学校教育課に帰属もしくは譲渡する。
- ・選定された製品見本については、必要に応じて真壁地区学校等に展示をした後に、補正・修正を依頼することがある。
- ・販売後の製品に係る諸問題には、誠意をもって対応すること。
- ・プロポーザルに関する一切の費用については事業者の負担とする。
- ・制服の導入から少なくとも5年以上の期間、購入を希望する生徒、保護者に安定して供給が続けられること。
- ・参加申込書の提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加申込辞退書(様式6)を提出すること。
- ・この要領に定めるもののほか、必要な事項については統合準備委員会総務分科会が定める。

1 4 問い合わせ及び提出先(真壁地区学校統合準備委員会事務局)

〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚 911 番地
桜川市教育委員会 学校教育課 企画・営繕グループ
電話：0296-55-1111
FAX：0296-20-7522
Email：gakkou_s@city.sakuragawa.lg.jp

制服基本仕様書

1 目的

- ・令和7年4月に開校する（仮称）真壁学園義務教育学校の後期課程生徒が使用する制服について選定する。

2 導入年度

- ・令和7年4月から新しい制服を導入し、その時に7年生となる生徒から導入する。

3 募集する制服

（1）主な仕様（1セット当たり）

	内容	備考
①	ブレザー・スラックス（冬服）	165A相当のもの
②	ブレザー・スラックス（冬服）	155A相当のもの
③	ブレザー・スカート（冬服）	155A相当のもの

- ・1社あたり2セット以内の提案とする。
- ・参加事業者がマネキンを用意し、シャツ、ブラウス等を着用した状態のものとする。
- ・ネクタイやリボン、エンブレム等の付属品の提案は、任意とする。
- ・夏服のスラックス、スカート、ポロシャツは、事業者の決定後に総務分科会の意向を反映させたものを提案いただくこととする。
- ・LGBTQ等への対応ができるようにすること。

（2）製品価格見積書（販売予定価格）

保護者の負担を考慮し、制服（ブレザー・スラックス）の見積額は、現在の桃山学園及び桜川中学校の制服の価格（45,000円程度（税込み））と同程度のものとする。

（3）保護者アンケート調査結果の反映

市教育委員会では、令和5年6月に「制服・体操服に関するアンケート」（別紙参照）を真壁地区学校の児童生徒、教職員、保護者を対象に実施した。その調査結果を踏まえた制服を提案すること。

※新しい制服を作るとなった場合、大切なポイントとして、「家庭で洗濯できる」「シワにならない」「耐久性」「清潔性」「寒暖対応」「価格」などが高い割合を示した。

4 その他

プロポーザル実施要領、審査基準等を十分に確認のうえ、提案を行うこと。

審査基準

評価項目		評価事項	基準点
事業者の業務実績	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 限られた時間内に制服を供給する体制が整っているか。 業務の実施フロー及びスケジュールは適当か。 	10
	納入実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市や茨城県内での納入実績があるか。 	5
	販売体制	<ul style="list-style-type: none"> 本市販売店から購入することができるか。 修繕や直しが生じた場合のアフターサービス体制が確保されている。 	20
企画提案	機能性 快適性	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で洗濯ができる等、手入れがしやすい工夫がされているか。 寒暖への適応性に優れ、快適に学校生活が過ごせるような提案がされているか。 中学生の身長増加に合わせて仕立て直しが可能かどうか。 汚れが付きにくく落としやすい、抗菌防臭、撥水加工等、機能性についての提案がされているか。 	20
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> 現在の制服の価格を考慮しつつ、保護者等に配慮した価格となっているか。 	20
	コンセプトデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 色やシルエットなど男女の違いを出さない等、多様性に配慮した提案がされているか。 生徒、保護者、地域に対し、好感がもてるものであるか。 	10
	耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 素材や縫製技術面等、3年間の着用に耐えうるような提案がされているか。 	10
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他、特筆すべき事項があった場合に内容を記入すること。 内容（ ）	5
合計			100

【評価方法】

- 評価は、5段階評価（5・4・3・2・1）で行い、下記のとおり換算値を設ける。
- 評価項目ごとに、基準点と換算値を掛けて合計したものを事業者の評価点とする。

評価値	非常に良い	良い	標準	悪い	非常に悪い
	5	4	3	2	1
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2